金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

　当社は、●●●●●株式会社（住所　東京都港区六本木●丁目●番●号）に対して当社の第●種金融商品取引業に係る事業の事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

　なお、効力発生日は令和●●年●●月●●●日です。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区六本木●丁目●番●号

　　　　　　　　　　日本官報証券所株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　官報　太郎

※タイトルは次の五タイトルのいずれかになる場合が多いです。

●金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

●登録金融機関業務に係る事業の全部の譲渡の公告

●第一種金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

●第二種金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

●投資運用業に係る事業の全部の譲渡の公告

※掲載例中、青色で記載した箇所は、お客様の状況に応じて作成をお願いします。

※効力発生日の三十日前までに公告する。

金融商品取引法第五十条の二第六項に規定されております。